平成２８年（フ）第１５２号
岡山県倉敷市日畑428番地３
債務者　矢尾　　光
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
岡山県倉敷市有城58番地３　アーバニティ103号
債務者　竹中　孝義
1　決定年月日時　平成28年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第３１３６号
大阪市西成区玉出西２丁目18番４号　マンションミルキーウェイ１Ａ号
債務者　下村　　孝
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６０１号
大阪市鶴見区徳庵１丁目２番60―502号
債務者　柿原　佳子（旧姓味谷）
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７０２号
大阪市城東区成育２丁目12番22―305号シティハイツ成育
債務者　森田　光一
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７４８号
大阪市旭区清水４丁目11番１―405号、前住所大阪市中央区高津１丁目６番１号　金星ビル306号室
債務者　福岡　俊明
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６７号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番５号、前住所大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番６号
債務者　酒井　照雄
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７６８号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番５号、前住所大阪府摂津市鳥飼西２丁目26番６号
債務者　酒井由紀代
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８０３号
大阪府吹田市南金田２丁目12番21号（306）、前住所大阪府吹田市江坂町１丁目12番55―207号
債務者　野村　智樹
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８１０号
大阪市北区本庄西３丁目５番17号ハーモニーコート本庄503号室
債務者　矢野　年子
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９７号
相模原市中央区鹿沼台２丁目14番７―510号
債務者　新山　玲子
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３０９号
相模原市緑区元橋本町７番24号　メゾンフリーダム205
債務者　山田　直人
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第３１４号
相模原市緑区青山839番地３　コーポアライ202
債務者　林　　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２７号
三重県松阪市駅部田町719番地１　ラ・ティーナＢ棟205
債務者　柳瀬美由紀
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第１８号
京都府舞鶴市字福来1087番地１
債務者　真下　隼人
1　決定年月日時　平成28年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

破産手続終結

平成２７年（フ）第２０６号
千葉市花見川区長作町616番地１、開始決定時の住所千葉市花見川区長作町357番地５
破産者　畑山　勝雄
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３６４号
千葉市中央区青葉町1269番地　青葉の森公園通り16―401号、開始決定時の住所千葉市中央区青葉町1238番地16
破産者　國保　洋平
1　決定年月日　平成28年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係